

「公共工事における地場中小企業支援措置」の進捗状況について

福岡市では、緊急経済対策の一環として、平成21年1月より「公共工事における地場中小企業支援措置」に取り組んでおりますが、今回、第1四半期における進捗状況についてご報告いたします。

第1四半期までの主な進捗状況

実施中の9つの地場中小企業支援措置の中で、第1四半期（6月まで）の進捗状況について報告いたします。（詳細は別紙参考資料を参照）

◎工事や設計委託等のスピーディかつ途切れのない発注

【平成21年度公共工事の発注状況】

＜目標＞上半期（9月まで）に当初予定工事の発注率が80%（650億円）を超えること

○第1四半期（6月まで）の発注率は、48%（約390億円）となっております。

◎設計変更対応の迅速化や工事書類の簡素化

【工事書類の簡素化の取り組み】

○2月に「工事書類簡素化要領」を作成し、工事写真の一部を電子化することなどで、従来と比べ3割程度の削減となっておりますが、6月からは工事書類の提出を一部不要とすることなどにより、5割程度の削減を見込んでおります。

◎工事代金支払い手続きをスピードアップ

【工事完了から検査までの期間短縮：従来14日以内 →10日以内を目指す】

○平均所要日数は、7.4日（検査件数190件）となっております。

【工事代金支払期限の短縮：従来40日以内 →20日以内を目指す】

○平均所要日数は、14.9日（支払件数559件）となっております。

＜地場中小企業の受注機会の拡大に向けて＞

なお、6月補正予算に計上した「※低炭素革命など未来への投資」関連事業も含め、地場中小企業を中心に受注機会の拡大を図ってまいります。

※ 太陽光発電施設、省エネ改修など

◆今後も引き続き、「公共工事における地場中小企業支援措置」の推進に向けた検討を行ってまいります。

【問い合わせ先】

財政局技術監理部技術企画課	柳橋、諸崎	TEL 711-4903	（支援措置全般）
財政局技術監理部技術監理課	續、井手	TEL 711-4844	（工事書類の簡素化）

平成21年度 「公共工事における地場中小企業支援措置」		
○第1次(平成21年1月13日発表)		
I	工事や設計委託等のスピーディかつ途切れのない発注を推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆平成20年度内工事の早期発注(1月13日～) ◆平成21年度工事・設計委託等の早期発注 ◆平成21年度工事発注目標設定(4月7日) ※上半期発注率 80% (650億円) を超える
II	分離・分割発注の推進により、受注機会の増大を図る	<ul style="list-style-type: none"> ◆発注規模による分割発注(1月13日～) ◆工種による分離発注(1月13日～)
III	設計変更対応の迅速化や工事書類の簡素化により、工事請負業者の負担を軽減	<ul style="list-style-type: none"> ◆設計変更へのスピーディな対応(1月13日～) ◆工事書類の簡素化(2月1日～)
IV	工事代金の支払手続きをスピードアップ	◆工事完了から検査までの期間短縮(2月1日～) 14日以内 → 10日以内
		◆工事代金支払期限の短縮(1月13日～) 40日以内 → 20日以内
V	工事請負代金債権を担保とした融資制度を導入	◆国土交通省が創設した「地域建設業経営強化融資制度」の活用(1月13日～)
○第2次(平成21年2月10日発表)		
VI	前金払制度の活用の促進	◆工事契約の中間前金払制度及び委託契約の前金払制度の利用促進(2月10日～)
VII	設計・測量業務委託等の最低制限価格の改定	◆設計・測量業務委託等の最低制限価格の改定(3月1日～)
○第3次(平成21年4月7日発表)		
VIII	工事契約における入札手続きの期間短縮	◆新たな「短縮日程」の設定による契約手続きの迅速化(4月公告～) (標準36日→29日)
IX	物件移転補償費及び用地費の前払金の見直し	◆物件移転補償費と用地費の前払金の割合の見直し(4月1日～) (70% → 改定80%)